改正後

行事の共催等に関する取扱要領(昭和54年7月10日 教育長決裁) 最終改正 令和7年10月17日

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)<u>が</u> 行う行事の共催、協賛又は後援<u>(以下「共催等」という。)</u>の承認等について、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
- (1) 行事 講演会、講習会、競技会、展覧会等、特定の目的のために多数の者が 参加し、又は観覧する行事又は催しもの
- (2) 共催 行事の企画若しくは運営に参画し、又は経費の一部を負担する等、共同開催者として責任の一部を負担すること
- (3) 協賛 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること
- (4) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義使用のみを承認すること

(承認の基準)

第3条 共催等

の承認基準は、別表に掲

げるとおりとする。

(承認申請の手続)

第4条共催等の承認申請をしようとするものは、
名義使用を開始する14日前まで
に教育委員会に
すらない。申請しなければ

2 前項の申請は、<u>共催等承認申請書(第1号様式)</u>によるもののほか、沖縄県電子申請システム<u>(以下「電子申請システム」という。)</u>による申請_____とする。

(承認の審査及び決定)

- 第5条 前条の規定による申請があった場合は、教育委員会は次の各号に掲げる事項について審査し、承認<u>の可否を決定するものとする</u>。
 - (1) 行事の趣旨及び内容
 - (2) 主催者、共催者、協賛者及び後援者
 - (3) 参加者及び参加方式
 - (4) 日程
 - (5) 講師及び審査委員等
 - (6) その他必要な事項

改正前

行事の共催等に関する取扱要領(昭和54年7月10日 教育長決裁)

最終改正 令和3年3月15日

(趣旨)

(定義)

- **第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
 - (1) 行事 講演会、講習会、競技会、展覧会等、特定の目的のために多数の者が 参加 又は観覧する集会又は催しもの等
- (2) 共催 行事の企画若しくは運営に参画し、又は経費の一部を負担する等、共同開催者として責任の一部を負担すること
- (3) 協賛 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること
- (4) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義使用のみを承認すること

(承認の基準)

第3条 共催、協賛又は後援(以下「共催等」という。) がるとおりとする。

(承認申請の手続)

- 第4条 共催等の承認申請をしようとするものは、共催(後援)承認申請書(第1 号様式)により、教育委員会に行事開催前14日までに、その旨を申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、書面によるもののほか、沖縄県電子申請システムによる申請(以下「電子申請」という。)も可とする。

(承認の審査及び決定)

- **第5条** 前条の規定による申請があった場合は、教育委員会は次の各号に掲げる事項について審査し、承認<u>するかどうかを決定しなければならない</u>。
 - (1) 行事の趣旨及び内容
- (2) 主催者、共催者、協賛者及び後援者
- (3) 参加者及び参加方式
- (4) 日程
- (5) 講師及び審査委員等
- (6) その他必要な事項

改正後

2 前項の規定による審査に当たっては、主管課は、関係課とあらかじめ緊密な連携をとらなければならない。

(名義)

第6条 行事の共催等の名義は、沖縄県教育委員会とする。

(承認書の交付)

- 第7条 共催等の承認<u>の可否を決定</u>したときは、当該申請者に対して承認書(第2-1号様式)又は不承認書(第2-2号様式)を交付するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、電子申請システムによる申請に対しては、電子申請システムを使用して通知することができる。

(承認の取消し)

第8条 教育委員会は、申請者が虚偽の申請若しくは不正な手段により承認を受けた 場合、又は承認後において承認基準に反する事項が生じた場合は、共催等の名義使 用の承認を取り消すことができる。

(実施結果報告)

第<u>9</u>条 教育委員会の共催等<u>の承認を受けた者は、行事が終了した日から30日以内</u> <u>に</u>実施結果報告書(第3号様式)<u>に関係書類を付して教育委員会に提出しなければ</u> ならない。

附則

この要領は、昭和54年7月10日から施行する。

附 則(平成8年5月15日)

この要領は、平成8年5月15日から施行する。

附 則 (平成21年10月19日)

この要領は、平成21年10月19日から施行する。

附 則 (平成26年8月26日)

この要領は、平成26年8月26日から施行する。

附 則(令和3年3月15日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にされている申請については、なお従前の例による。

改正前

2 前項の規定による審査に当たっては、主管課は、関係課とあらかじめ緊密な連携をとらなければならない。

(名義)

第6条 行事の共催等の名義は、沖縄県教育委員会とする。

(承認書の交付)

- **第7条** 共催等の承認<u>を</u>したときは、当該申請者に対して承認書(第<u>2</u> 号様式) を交付するものとする。
- 2 前項の承認書の交付は、書面による申請に対しては書面で行い、電子申請に対しては画面上の表示により行うものとする。

(新設)

(実施結果報告)

第8条 教育委員会の共催等<u>に係る行事のうち、必要があると認めるものは、</u> 実施結果報告書(第3号様式)の提出等による報告を求めることができる。

附 則

- この要領は、昭和54年7月10日から施行する。 附 則 (平成8年5月15日)
- この要領は、平成8年5月15日から施行する。 **附 則**(平成21年10月19日)
- この要領は、平成21年10月19日から施行する。 **附 則**(平成26年8月26日)
- この要領は、平成26年8月26日から施行する。 **附 則**(令和3年3月15日)
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。

改正後			改正前			
別表(第3条関係)			別表(第	別表(第3条関係)		
	共催	協賛又は後援		共催	協賛又は後援	
主催者	次に該当すること。 (1) 国の機関、地方公共団体若し くはその機関又はこれに準ず るもの	次のいずれかに該当すること。 (1) 国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるもの (2) 社会教育関係団体又は <u>教育研究団体</u> (3) 公益法人又はこれに準ずる団体等 (4) 前各号に掲げるもののほか、組織及び役員その他の構成員が明確であり、事業を継続的に実施している実績があるなど当該行事を遂行する能力があると認められるもの	主催者	次に該当すること。 (1) 国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるもの	次のいずれかに該当すること。 (1) 国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるもの (2) 社会教育関係団体又は研究団体等(新設) (新設)	
行事内容	 (2) 教育委員会の教育施策推進上効 (3) 行事の対象範囲が全県的又はこ (4) 多数の者 (50人以上を基本とす配慮し人数を制限する行事はその覧するもの 次のいずれかに該当すること。 (1) 教育委員会がその企画若しくは運営に参画するもの (2) 経費を支出するもの 次のすべてに該当しないこと。 (1) (削除) (1) 営利を目的とす参加料等(以下「入場料等」と 	、公益性を有すると認められるもの 果があると認められるもの れに準ずる程度のもの る。ただし、参加者の安全管理等に 限りではない。)が参加し、又は観 るもの。ただし、入場料、出展料、 いう。)を徴収する場合は、入場料 費相当額であるものはその限りでは がにその実施に反対する <u>もの</u>	行事内容	次のすべてに該当すること。 (新設) (1) 国又は地方公共団体の教育施策推進上効果があると認められるもの (2) 全県的又はこれに準ずる規模以上の規模をもつもの(新設) 次のいずれかに該当すること。 (1) 教育委員会がその企画若しくは運営に参画するもの (2) 経費を支出するもの 次のすべてに該当しないこと。 (1) 個人の行事 (2) 営利団体が行う営利意図をもつ(2) 営利団体が行う営利意図をもつ(4) 政治的又は宗教的意図をもつ(5) その他教育委員会が不適当と	びにその実施に反対する行事行事	